

上山市議会会議録

第496回定例会

一般質問

(令和2年3月5日)

令和2年3月 第496回定例会 一般質問

令和2年3月5日（木）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
3 月 5 日 (木)	1	石山 正明	1 民生児童委員の活動を充実させるための取組について (1) 活動環境の整備 ア 個人情報の共有体制づくり イ 活動マニュアルの作成 (2) 民生委員協力員の新設	65～72
	2	枝松 直樹	1 休業中の老舗旅館を活用した市の活性化について (1) 多くの人が集う憩いの場に ア 入浴施設としての活用 イ まちなか散策・クアオルトウォーキングへの活用 ウ 大型バスの駐車場としての活用 エ 登録有形文化財の活用	73～79
	3	長澤 長右衛門	1 障がい者差別解消の推進について (1) 市民の認知度向上に向けた周知徹底 (2) 障がい者差別解消法の条例化	79～86
	4	守岡 等	1 健康寿命の延伸について (1) レセプトデータ分析にもとづく糖尿病ハイリスク者抽出と重症化予防 (2) がん検診受診率の向上 ア 意識調査の実施 イ QRコードの利用等電子申請の実施 (3) 地域保健推進員の創設 2 教員の働き方改革について (1) 働き方改革における変形労働時間制 (2) コミュニティスクールの設置	86～97

令和2年3月5日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

令和2年3月5日（木曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問

（予算特別委員長報告）

日程第 2 議第 2号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第7号）

日程第 3 議第 3号 令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 議第 4号 令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議第 5号 令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議第 6号 令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	谷	江	正	照	議員	2番	石	山	正	明	議員
3番	佐	藤	光	義	議員	4番	守	岡		等	議員
5番	高	橋	要	市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員
7番	尾	形	み	ち子	議員	8番	長	澤	長	右衛門	議員
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み子	議員
11番	神	保	光	一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員
13番	川	崎	朋	巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員
15番	大	沢	芳	朋	議員						

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
金 沢 直 之	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	富 士 英 樹	市 政 戦 略 課 長
平 吹 義 浩	財 政 課 長	前 田 豊 孝	税 務 課 長
土 屋 光 博	市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美	健 康 推 進 課 長
鏡 裕 一	福 祉 課 長	齋 藤 智 子	子 ども 子 育 て 課 長
鈴 木 英 夫	商 工 課 長	尾 形 俊 幸	観 光 課 長
漆 山 徹	農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 貝 信 亮	建 設 課 長
秋 葉 和 浩	上 下 水 道 課 長	武 田 浩	会 計 管 理 者 (兼)会 計 課 長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長
井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	遠 藤 靖	教 育 委 員 会 長
渡 辺 る み	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	監 査 委 員 会 長 事 務 局

事務局職員出席者

佐 藤 毅	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	小 口 彩 夏	主 任

開 議

す議事日程第2号によって進めます。

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしております

日程第1 一般質問

○大沢芳朋議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、2番石山正明議員。

〔2番 石山正明議員 登壇〕

○2番 石山正明議員 2番、会派蔵王の石山正明でございます。通告に従い順次質問させていただきます。

民生児童委員（以下、「民生委員」とします）の活動を充実させるための取組について質問いたします。

民生委員は、大正6年、岡山県で創設された「済世顧問制度」が始まりとされており、さらに大正7年に発足した大阪府の方面委員制度とともに、民生委員の源流と言われております。

その後、昭和21年に民生委員令が公布され、方面委員はより広く民生安定活動に従事することを期待されて、民生委員と呼称が変更され、また、昭和22年に児童福祉法が制定されることにより、民生委員は児童委員を兼務することとなりました。

そして、昭和23年に民生委員法が制定されましたが、その第1条では、活動の基本理念として「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定をされております。

貧困問題から出発した民生委員の活動は、現在は生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活困窮者自立支援法、母子父子寡婦福祉法などの行政への協力者としての役割は多岐にわたっております。

本市では78名の民生委員が、地域住民の相談窓口として社会奉仕活動に邁進しておりますが、その職務範囲が幅広く業務内容が多過ぎることなどから、1期のみで交代する民生委員が

多くなっております。

高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯など支援すべき対象者は今後ますます増加し、各世帯が抱えている課題の複雑化による支援の困難性は民生委員の担い手が見つからないという悪循環を生じさせております。

そこで、民生委員の活動環境の整備、個人情報共有の共有体制づくりについてお伺いいたします。

民生委員の活動は、「個別支援活動」「民生委員児童委員協議会活動」「地域福祉活動」に分けられますが、個別支援活動では何らかの事情でみずから支援を求めることができない住民に対して、民生委員らがアウトサイドから接近する必要があります。

しかしながら、このアウトサイドからの接近には、多くの労力と時間が必要となり、特に世帯数の多い地区や広範囲に及ぶ地区では、正確な情報を入手することが困難となっております。

また、前任者より引き継いだ世帯調査台帳の確認のために訪問すると、各世帯の状況は、死亡や転居、新生児の誕生などにより毎年のように変化し、また高齢者世帯では要支援、要介護の状況も変化します。

民生委員が複雑化する多くの課題に対応するためには、行政、警察、社会福祉協議会、消防署などと、情報の共有を含めた有効な協働関係を構築していく必要があります。情報の共有については、個人情報保護が大きな問題となっておりますが、民生委員には民生委員法第15条により守秘義務が課せられております。

そこで、関係機関の個人情報を集中的に管理し、民生委員の要望に応じて適切な情報を提供できる体制をつくるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、活動マニュアルの作成についてお伺い

いたします。

令和元年12月の一斉改選において民生委員51名が辞任をし、そのうち26名が1期で交代をしております。

新任の民生委員には、民生委員児童委員協議会により関係法令の基礎研修会が開催され、障がい者施設への訪問や個別事例の発表などがあります。このほか高齢者福祉と障がい者福祉の各分野別の部会があり、分野別の課題に組織的に取り組んでおります。

しかし、新任委員として実際活動してみると、孤立死や虐待、介護放棄あるいは訪問拒否などどこまで対応すればよいのか、どのように対応すればよいのか戸惑うことがあるとお聞きします。このような活動内容に対する不安や戸惑いが、担い手不足に拍車をかけている大きな要因の一つであります。

民生委員相互間では、前任委員の活動事例の中から、対応すべき事案についての行動事例が必要であるとの意見が多くあります。新任委員の負担感を軽減するために、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者世帯、幼児・児童などを分野別に整理し、具体的な行動マニュアルを作成すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、民生委員協力員の新設についてお伺いいたします。

本市の民生委員の定数は86名ですが、実際は78名となっております。75地区中4地区が不在地区となっております。また、定数を満たしていない地区が3地区あり、地区会長と民生委員を兼務している地区が6地区であります。

本市の民生委員の活動日数は、平成30年度で年平均168日となっております。その多くは日ごろの訪問活動であります。民生委員は、「広

く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者」と第6条にうたわれておりますが、本人も地域の住人であり、仕事や家庭を維持しながら訪問活動を継続することは厳しい状況にあると思われま

す。このように個人的な責務を抱えながら、サイレントブアなど今後援助を必要とする世帯が増加する中で、担い手不足を解消する必要があります。

新潟市や南相馬市、弘前市などでは、民生委員の負担軽減と新たな担い手の掘り起こしを目的に、民生委員の活動を補佐する民生委員協力員制度を創設しております。

その設置要綱によれば、民生委員1名につき協力員1名として、民生委員が民生委員児童委員協議会会長に要請をし、会長の推薦により市長が委嘱をするということです。

活動内容は、民生委員が行う見守り活動の補佐、情報の提供などであり、任期は、補佐する民生委員の任期の範囲となっております。

協力員の多くは、民生委員のOBが就任し、新任委員のサポート役をしているとのことですが、次期候補として養成することも可能な制度として注視されております。

本市においては、多数の地域にまたがり活動したり、多くの世帯を抱えている地区には非常に有効な方策と考えられます。第7次上市市振興計画の将来指標「住み続けたい率」80%を達成し、より安心な「地域を創る」ために、民生委員協力員制度を新設すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いし、質問いたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 2番石山正明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民生児童委員の活動環境の整備について申し上げます。

個人情報の共有体制については、対象世帯の支援状況に応じながら、世帯の家族構成、要介護度など、関係各課が有している情報について、各種機関のみならず、民生児童委員についても提供をしております。

活動マニュアルの作成については、活動における課題等に対応するための活動マニュアルを作成し、ことし5月に開催予定の上山市民生児童委員連合協議会総会において配付をいたします。

次に、民生委員協力員の新設について申し上げます。

各地区にて選任されている福祉協力員において、民生児童委員や地区会長と連携しながら、見守り訪問を行うとともに、民生児童委員への情報提供等を行うなど、民生児童委員活動を補佐する役割を担っていただいておりますので、民生委員協力員を新設する考えはありません。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 それでは、最初に、個人情報の共有体制についてお伺いをいたしますが、ただいま答弁の中で、民生児童委員には情報を提供しているというような御答弁でございましたけれども、この情報の提供の仕方についてどのような方法で行っていらっしゃるのか、例えば一件一件問い合わせをしてからお答えいただくのか、それとも一つの一覧表にして提供していただけるのかお伺いいたします。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 個人情報の提供につきましては、その対象世帯の支援状況に応じて、家族の世帯状況、介護度などをこれまでも提供しております。あと、民生児童委員が世帯の状況

等の把握が困難な世帯につきましても、家族構成、障がいの程度について個別に提供をしてみたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 今、個別にということ御答弁いただきましたけれども、そうすると、民生児童委員の方はこの1件についてお伺いしたい、この件についてお伺いしたいという、例えば100件対象がある場合は、その100件について一々問い合わせをしなければならないということによろしいのですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 個人情報の開示の関係、それと支援状況から、全ての世帯ではなく、民生児童委員の協力のもと、支援が必要な世帯、これから支援が必要と思われる世帯について、提供するサービスに応じて個人情報を提供していきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 私がお聞きしているのは、一件一件について、例えば対象者が、民生児童委員の対応している地区が100件あるとすれば、その一件一件について民生児童委員がお尋ねをして、それにお答えをいただくかという質問をさせていただいているんですが。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 そうです。対象世帯ごと提供をこれまでもしておりますし、今後もそのように進めていきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 それは、個人情報の取り扱いからという考え方でよろしいのでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 個人情報の取り扱いもあ

りますし、民生児童委員の協力を得ながら進める対象世帯について情報提供して、行政と民生児童委員と協力して、関係機関と協力しながら支援を進めていきたいという考えであるからであります。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 個人情報については、国のほうのいろいろな、例えば厚生労働省も含めて消費者庁も含めて、民生児童委員に対する個人情報については開示をしてもいいというような指示が来ておりますけれども、これについて一件一件その問い合わせをしなければならないというのは、これまた民生児童委員にとっては大きな負担になるわけでありまして、例えばほかの市町村、例えば大分市とか別府市あたりでは、その担当地区の対象世帯についての一覧表を製作をして、その一覧表を、例えば大分市でしたらば10月に民生委員の方々に開示をして、その中で民生委員がその対象世帯を、変わることもありますから、それを全部チェックしながらやっているというような地区もあります。

ですから、今すぐそれを上山市で取り入れてということはなかなか難しいかなとは思いますが、そういういい前例もありますので、そのような形で情報をきっちりした一覧表という形で提示をしていただければ大変ありがたいのではないかと考えております。また、民生児童委員に対する情報提供する際のガイドラインというのはありますでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 ガイドラインというものはございませんが、支援が必要な世帯について必要な情報を提示するという考えでございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 基本的にこのガイドラ

インをつくらないと、どこまでどういう情報を提供したりすることができるのか、これがはっきりしないと、担当者によって実は個人情報の取り扱い方が変わるという前例もあるわけですよ。

例えば申し上げますが、私が平成28年と平成29年に民生児童委員をさせていただいたときに、前もお話ししましたが、高齢者宅に対する灯油の補助について、私が平成28年、平成29年に民生児童委員をしていたときに、低所得者に対する市民税の課税・非課税については、これは個人情報に当たるからということ、実は民生委員児童委員協議会の中で問い合わせしました。ですが、そのときは個人情報だから教えられない。ところが、昨年、私、課長のほうにお聞きをしました。これについては個人情報に当たるのかと、課長は当たらないとおっしゃいました。つまり、個人情報の取り扱いが、どこまでが開示できて、どこまでが開示できないのかというガイドラインがない限りは、これはやはり、こっちはだめ、あっちはだめということで、庁内の中で意見が分かれるということでは困るわけですが、この辺についてはどのようにお考えですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 課税状況について個人情報には当たらないということではなくて、灯油の申請について対象世帯に通知をしているわけですので、その世帯が対象世帯なのか対象世帯でないのかということで、その地区の民生児童委員から問い合わせがあった場合は、対象世帯になっておりますというお答えはできますというようにお答えしていると認識しております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 わかりました。

それでは、先ほど申し上げましたが、個人情報提供のガイドラインについては、これは今後おつくりになるという予定はございますか、どうですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長

○鏡 裕一福祉課長 ガイドラインについて、作成について検討してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 個人情報保護の審議会もございますので、その方々と十分相談をしていただいて、適切なガイドラインをつくっていただいて、情報の公開をしていただければ大変ありがたいと思っております。

その情報の公開についても、一件一件照会ということではなくて、できれば一覧表にした形で、担当の民生児童委員の方に閲覧をさせるという予定は今後はどうですか、ございますか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 閲覧については今後検討させていただきますけれども、一覧表につきましては、現在、高齢者世帯についての一覧表を、各地区の民生児童委員に年に1度交付しておりますので、それに加えて、そのほかの個人情報について一覧表で提示できるか検討してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 それでは、次に、活動マニュアルの作成については、市長の御答弁では、5月におつくりになって配付していただくということでございますが、大変非常にありがたいこととございますけれども、このマニュアルの作成をするに当たって、どういう項目について、例えば民生児童委員の方々にアンケートをとって、その内容についての答えを提供する

という内容なのか、それとも福祉課のほうであるいは社会福祉協議会のほうで、いろいろ民生児童委員から出していただいた情報についての、その「Q&A」という形でつくる予定なのかお聞かせください。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 マニュアルですが、これまで民生児童委員から問い合わせがあったケース、あと活動時に不安に思ったり戸惑ったりした事例等を踏まえて、見守り活動、あと高齢者の訪問のときの会話の仕方、生活に関する相談などについて、注意すべき点、関係機関への連絡等を記載したものを予定しております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 今、関係機関への連絡ということの御答弁がございましたが、実は、民生児童委員の活動の中で一番困るのは休日夜間の件なんです。私も2回ほどそういう経験がございましたけれども、夜間ひとり住まいの方から消防署に連絡が入った。そうしたら消防署のほうから、民生委員、私のほうに出てきてくださいと。行きました。そうしたら、一緒に救急車に乗ってくださいと。そして、病院まで行ってくださいということで頼まれました。

これは、私のほかの民生児童委員の方々にも話を聞いておりますが、実際山形まで行きました。そうしたら、患者さんは入院しました、民生委員さんは帰ってください。山形から上山まで帰ってくるのにタクシーを使わなければならない、そういう事例がございます。私の場合は上山に入院をしましたが、その方がたまたま感染症だったということで、次の日に行きましたら、自宅に行って入院用の道具を持ってきてくださいということを言われました。そのときは、別に病院のほうからシーツを買って、後で

立てかえてやらせてもらいましたけれども、この一番困る夜間あるいは休日の連絡体制についてどのようにとっていらっしゃるのか聞かせてください。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 夜間休日の対応でございますが、その対象世帯は生活保護を利用されている世帯なのか、あと高齢者の世帯なのか、障がい者の世帯なのか、対象者ごとに担当者に連絡が行くことになって、その担当者が可能な範囲で病院との連絡をとって対応するというようにしております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 今、担当者がとおっしゃいましたけれども、担当者に直接電話をするんですか、休日夜間に。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 救急要請があった場合ですと、消防本部のほうから直接担当者に連絡が行く体制をとっております。休日、守衛の方に連絡が行った場合は、守衛の方から福祉課、担当課の担当職員に連絡が行く体制をとっております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 実は、その救急体制について、新任の民生児童委員の方々に、こういう対応をしてくださいというレクチャーはしていらっしゃいますか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 民生児童委員の新任の研修会においては、今回はまだその説明はしておりません。5月の民生児童委員連合協議会の総会において、マニュアルをもとに説明をする予定でございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 実は、私も新任になったときに、この件についてはレクチャーを受けておりませんでした。ですから、最初12月に民生児童委員の方々についてはお集まりいただくわけですから、最初に皆さんにお集まりいただいたときに、この辺については、しっかりこういう方法でありますよということを教えてあげないと、ただあるだけではこれは役に立たない。ですから、その伝達の仕方についてしっかりと講習をやっていただくようお願いいたします。

次に3番目の質問について、民生委員協力員の新設について、市長の御答弁では新設する予定はないということでございますが、この中で福祉協力員があるというようなことですが、福祉協力員はこれは社会福祉協議会の中で委嘱をしているという形ですが、今、上市市には福祉協力員の方々が何名いらっしゃって、その方々のうち何名に対して委嘱状を出しているのかお聞きいたします。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 福祉協力員の人数につきましては2,000名であります。委嘱状の交付については、委嘱状の交付の要求があった地区のみに交付をしている状況です。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 何名委嘱状をもらっているかとお聞きしております。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 何名の方に委嘱状を交付しているかについては把握しておりません。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 わかりました。この福祉協力員については、先ほどお話ししましたように、社会福祉協議会から各地区の隣組の組長

あるいは地区会長、副会長に対して福祉協力員になってくださいねということでお願いをしている形での、この福祉協力員って、これたしか平成11年度に上山市が新しくつくられたものではないかなと思っておりますが、実はこの福祉協力員というのは各地区によって非常に格差があります。

というのは、隣組長というのはこれは順番で回ってきますので、1年交代でほとんど回ってきます。そうすると、高齢者、あるいはひとり住まい、あるいは仕事をしている方、この順番に回ってきますので、福祉協力員が今の状況で十分に活動できているかという、これは疑問符で、なかなか思ったように活動ができていない状態なのではないかと。ましてや10月から市報が月1回になりましたので、月1回、隣組長が回すというぐらいの状況の中で、この福祉協力員については十分な活動ができていないのではないかと考えておりますが、担当が違うので大変申しわけないんですけども、そのようなところ、どのようにお考えでございますか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 福祉協力員の活動につきましては、社会福祉協議会の事業で行っている事業ですが、確かに地区で隣組長、あと地区の役員が担っている場合が多いです。福祉協力員の役割としては、身近にいる人が近隣の方の安否を確認する、見守り活動するということが趣旨でありますので、輪番制になっている地区もありますが、より多くの方から見守りをしていただくということも地域福祉を進める上で大事なことでありますので、今後とも福祉協力員の役割について理解を得ていきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 ちなみに、この福祉協力員は山形でもやっておりますけれども、山形では50地区に1名の割合で福祉協力員を出しているようでありまして、上山とは若干違った形で行っているようでありますけれども、実はこの民生委員協力員と民生児童委員の違い、これは一つは、両方ともボランティアでありますけれども、決定的に違うのは守秘義務があるかないかということです。民生児童委員については、これは守秘義務はございます。ですが、福祉協力員については守秘義務はございません。ですから、福祉協力員に民生児童委員活動の一部をお任せするというのは、これはなかなか厳しい面があるのではないかと考えております。

一つ、民生児童委員の大きな負担になっている事業は、実は社会福祉協議会から委託をされている事業が多いわけがございますけれども、例えばお元気デイサービス、あおぞら教室、あるいは各施設でやっているぼた餅会、こういのは実は社協あるいは各老人施設から全て民生児童委員に来るわけがございますね。そうすると、これの出欠を民生児童委員の方々がとらなければならない。そうすると、対象世帯を訪問しなければならない。これも訪問活動の一つだといえばそれですけども、仕事を持っている中で、そういう訪問を違う形でやらなければならないというのは、これは民生児童委員の方々にとって大きな負担になるわけがございます。ですから、その負担を軽減してあげないと、なかなか次の民生児童委員の方々につながらないということで、この民生委員協力員という形でお話をさせていただいているわけですけども、市としては取り上げるつもりはないということですけども。

今後、上山市の高齢者人口がどんどんどんどん

んふえていきます。その中で、例えば南部地区の一地区ですけれども、2つの地区にまたがっている。2つの地区のうちの片方が、ことしは民生児童委員を引き受けるんだけれども、その次の年はあなたのところねということでキャッチボールをやったところが、そちらの地区が出てこなかったということで、実は不在になってしまったというようなこともあるわけで、この民生委員協力員については、例えば一つと一つの片方から民生委員が出たら片方から協力員を出すというようなことで、キャッチボールをできる形でのよりよい福祉サービスができると思うのですが、市長この辺について再考をひとつお願い、もう一度考え直しできませんかね。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これからいろいろな実情を踏まえて検討すべきものだと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 今お話ししたように、民生児童委員が不在の地区が4カ所で、実は地区会長と兼務している地区が6カ所あるわけです。要するに10カ所が、なかなか次の担い手が見つからないというような状況の中で、今非常に苦しんでいる、各地区のほうも苦勞しているという状況であります。ですから、この辺については、積極的に今後は取り組んでいただかないと、今後ますます子どもたちやお年寄りたちの見守りといいますか、それがなかなか厳しくなるというような状況になると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければありがたいなと思っております。

もう一つですけれども、実はこの民生事業協力員について、合併をしなければならないというような地区が今後ますますふえてくるというように思っているわけですが、例えば高

齢者だけでは、とてもでないけれども出せないというようなところが今後出てくる可能性があります。ですから、これについて今後地区の統合をする予定があるのかないのか、もし統合するとすれば、統合された地区のほうから民生事業協力員を出すというような方法もあるのではないかと考えておりますが、その統合について福祉課長どのお考えですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 民生児童委員の担当地区の区割りのことということで認識してお答えをさせていただきますけれども、地区割りにつきましても、上山市の場合ですと南部地区、北部地区、宮川地区ということで、それぞれ地区ごとの民生児童委員の担当ケース、対象世帯数等を勘案して、民生児童委員の意見を受けながら区割りについてこれまでも検討しておりますし、今後もその地区の区割りの割り当てについて、民生児童委員の意見を受けながら検討してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 繰り返し質問させていただきましたけれども、上山市は本当に少子化あるいは高齢化が非常に激しい中で、今後どのようなまちづくりをしていったらいいのかということで、市長も含め執行部の方々も含め非常に悩んでいることかと思えます。今後、上山市は若い人もお年寄りも上山市に住んでよかったよと、ぜひ上山市に住んでけらっしゃいというようなPRできるような、まず一つはまちづくりもそうですけれども、人づくりにもひとつ今後とも大きな力を入れていただいて、上山市の将来が何とか明るい方向に向かっていけるように、ひとつお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番枝松直樹議員。

〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議席番号12番、会派市民クラブの枝松直樹でございます。

今回は、休業中の老舗旅館を活用した市の活性化策について伺います。

県内唯一の天守閣を持つお城を中心として、休業中の老舗旅館、武家屋敷、春雨庵、湯町の温泉街、旧山城屋旅館、下大湯、江戸時代から変わらぬ道幅の十日町の羽州街道沿いの商店など、お城を取り巻くエリアは他に類を見ない、よそがまねのできない上山オリジナルの誇れるエリアだと思います。上山の活性化のためには、このエリアを整備することが何より今なすべきことだと考えて、この質問に至りました。

まちには核が必要です。たとえ人口が減っても、上山らしい文化の薫り高い空間をまちの核として持つことは、ふるさとへの愛情の醸成と市民の誇りにつながると考えます。

特に、上山城隣の老舗旅館は、中心市街地活性化の今後の切り札とっております。これほどインパクトがあり、秘めたポテンシャルを持った資源を活用しない手はないと思います。まず、この旅館の歴史について述べてみます。

この旅館は皇室と深い関係にあります。昭和22年8月16日、昭和天皇が東北御巡幸に当たって宿泊されたのですが、天皇陛下が民間の宿に泊まったのは、これが日本で初めてという

記念すべき御滞在でありました。

この滞在以降、昭和天皇の母の貞明皇后、高松宮殿下、三笠宮殿下が御滞在されました。高松宮殿下は都合7回、三笠宮殿下は5回滞在されていると宿のホームページに記されています。

また、昭和27年には、第7回国民体育大会出席のため、再び昭和天皇皇后両陛下が滞在され、昭和35年には本市大森山での植樹祭のために、昭和天皇皇后両陛下が3度目の滞在をされました。

その後、昭和47年のインターハイや育樹祭、平成4年のべにばな国体など、上皇上皇后両陛下は皇太子時代も含めると、この旅館に4回滞在されています。また、昭和天皇の次男の常陸宮同妃両殿下も3度滞在されております。これだけ皇族方が泊まれた宿は日本全国あるでしょうか。

この旅館には、皇族のほかに数々の著名人も宿泊しております。宿帳を見ると、文筆家では武者小路実篤、亀井勝一郎、井上靖、高村光太郎、大江健三郎など、政治家においては、総理大臣の芦田均、池田隼人、音楽家の近衛秀麿、経済人では、経営の神様と言われた松下幸之助などの記帳を見ることができます。

しかし、それは過去のことです。大正13年に開業し、名声を響かせた時代は過ぎ、平成15年に現所有者に経営権が移り、平成28年5月から休業に入った栄枯盛衰の歴史。

この旅館には、とにかくストーリーがあります。特に離れの5棟は、今では到底つくり得ない建築物で、日本画家と昭和初期の職人の技巧の数々が見る者を圧倒します。平成28年に登録有形文化財に指定されたにもかかわらず、今は見る者もおらず、ひっそりと死を待っているかのような状況であります。この旅館に再度光

を当て、上山ここにありというような空間をつくり出し、外部に発信できたら最高だと考えております。

私は、当該旅館をまちづくりに活用すれば、次のようなメリットがあると考えております。しかし、勝手に市が使うこともできませんので、活用には取得するか賃貸で借り受けることが必要になると思います。では、どういうメリットかについて個別に申し上げます。

1つ、入浴施設としての活用が挙げられます。

現在も人手をかけて毎日手入れを行っているため、入浴再開はすぐにでもできる状態と聞いております。男女ともに、内湯が1つ、蔵王を望む露天風呂が4つあり、日帰り入浴施設としての役目は十分果たせますし、ちょっと工夫すれば湯中運動にも対応できると思います。

市民の中には、日帰り入浴施設開設への要望がかなりあると認識しております。当該旅館には、浴室の手前に食事処で営業していた場所がそのまま残っており、小部屋に仕切られていることから、そのまま休憩室に使うことも可能と思いますし、厨房もあるので食事の提供もできます。日帰り入浴施設としての活用について、市長の御所見を伺います。

次に、まちなか散策・クアオルトウォーキングへの活用について申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、上山城を中心とするエリアには、多くの上山オリジナルの誇れる見どころが詰まっております。この老舗旅館に泊まったお客さんが書いたブログを、ここで御紹介をいたします。

「大雪がやんだばかりの雪の上山を歩いてみました。上山城を中心に、武家屋敷、古い湯町温泉街。そして、蔵の家。さらにレトロな公衆浴場と、雪景色の上山を夫婦で歩き、冬旅の風

情もいいなあ〜と思いながら、3時間もぶらついてしまいました」。

次の方、「山形にも、こんなに桜とお城の似合う街があったとは知りませんでした。弘前の巨大さに比べたら、とても小さなお城ですし公園です。でも、上山もきれいな桜と蔵王と街並みとお城が見られますので、見る価値はありますよ。弘前城や角館のような派手さはありませんが、十分楽しめました」。

次の方ですが、「夜、朝、昼と違った風景の上山城。それぞれがすばらしく、いいお城だって改めて思いました」。

以上の3件ですが、私たちはなれっこになって余り感じなくなっているようですが、観光客の新鮮な感動が伝わってきます。

また、新湯から上山城までショートカットで行けるようになれば、多様な散策のコースを楽しむことができます。傷んだ漆喰壁の修理などの修景、案内板の充実、お薦め散策ルートマップをつくって、観光客に楽しんでもらうこともできると考えます。

さらに、葉山と西山への距離も遠くないことから、クアオルトウォーキングの発着点にして、ウォーキング後の入浴とセットにして普及を促進するのもいいアイデアと思います。

このように、まちなか散策・クアオルトウォーキングの拠点として活用することについて、市長の御所見を伺います。

3点目ですが、大型バスの駐車場としての活用について伺います。

現在、上山城へ大型バスで来た場合、上山十日町郵便局のはす向かいの駐車場にとめて歩くこととなりますが、老舗旅館を活用すれば、新湯通りから上山城の駐車場まで上がることができます。また、自家用車でお城を訪れる場合も、

現状は道路がカーブして狭隘なため、すれ違うにも難があります。

昨年のワインバルの際には、上山城の駐車場にステージをつくりイベント広場として使い、一般の車はこの老舗旅館の駐車場にとめていただきました。このように老舗旅館の駐車場と上山城の駐車場を一体的に使うことで、その活用の幅が広がります。老舗旅館の駐車場と上山城の駐車場を一体的に使うことについて、市長の御所見を伺います。

次に、登録有形文化財の活用について伺います。

平成28年に登録有形文化財に指定された離れの5つの部屋は、かつて天皇を初め多くの皇族や著名人が宿泊した部屋であり、それぞれの部屋には、春や扇、千鳥などテーマが与えられ、そのテーマに沿って、欄間、障子の棧、襖絵、天井画がしつらえられています。そのしつらえは、微に入り細に入り労力と金を惜しまずつくられたことが伝わってきて、職人や画家の情熱と意地が感じられ、見る者の魂をわしづかみにするものであります。日本画は、日本画家の朝一圭鳳を中心に、弟子であり晩年を本市で過ごした高橋東山氏らによって描かれたものであります。

この旅館を、東京にある椿山荘のようだと評した大学の先生もいたそうですが、このすばらしい芸術を埋もれさせておく手はないと思います。広く市内外の人に見ていただくようにすべきではないかと思いますが、教育長の御所見を伺います。

以上、4項目について申し上げましたが、休業して4年、このままでは朽ち果ててしまいかねません。宝物になるはずの老舗旅館を生かすことが今なすべきことかと考えます。

以上で第1問を終わります。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

休業中の老舗旅館を活用した市の活性化について申し上げます。

休業中の老舗旅館は、平成28年から休館しており、その再開に向けた動きについて情報収集に努めてきたところであります。

現在は、当該旅館の債権者が中心となり、民間同士で旅館再生に向けた検討・調整を行っていることと承知しております。

老舗旅館は、登録有形文化財に指定され、大正、昭和の日本建築の粋を集めた建築群が多く残されており、その活用が図られれば本市の活性化に大きく寄与するものと認識をしておりますが、引き続き調整状況等を注視してまいります。

しかしながら、現段階では調整中であり、土地や建物についての活用可能性、活用可能な範囲も明らかでないなど、議論の前提が整っていないことから、入浴施設としての活用、まちなか散策・クアオルトウォーキングへの活用及び大型バスの駐車場としての活用の各提案について、見解を述べることは差し控えたいと思えます。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

登録有形文化財の活用について申し上げます。

平成28年に登録有形文化財に指定された5つの部屋から成る離れ1棟は、歴史的景観に資する貴重な建造物と認識しております。

しかし、老舗旅館については、当該登録有形文化財を含め、現在、民間同士で旅館再生に向けた検討・調整を行っているとは伺っており、活用できるかどうかは明らかでないなどから、見解を述べることは差し控えます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 回答は差し控えるということでしたが、実はさっき、そこで第1問で読んでいて、自分で書いた文章なんですけれども、読んでいて涙が出てきてしまって、やっと読み終えたところでもあります。それだけすばらしいもの、それを手をこまねいているという現状について非常に悲しさを覚えたところでもあります。

私は、冒頭に、お城を取り巻くエリアは、ほかに類を見ない、よそがまねのできない上山オリジナルの誇れるエリアだということを申し上げました。そして、上山に活気を取り戻すためには、このエリアを整備することが何より今なすべきことだと申し上げたわけですが、この旅館は旅館として、このエリアについて市長は、私はこのエリアが上山の核であり一番大事な肝だと申し上げたんですが、これについていかがお考えでいらっしゃいますか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 歴史のあるエリアでございますし、老舗ということでございますので、それが復活すれば一番いいのではないかなというふうに考えています。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 このエリアは本当に上山のよさが詰まったところでもありますし、これからインバウンドがもっとふえてきて、外国の方にも非常に受けるエリアだと思っております。そして、この旅館の隣にも大きい旅館幾つ

かあるわけでございますが、その旅館に対して非常に悪い影響があるなというふうに思うわけでもあります。

今、お城の高さとこの旅館の一番高いところは、遠目から見るとほとんど同じぐらいの高さであります。そして、一体これ何なんだというふうに思ってしまうわけですが、これを今民間同士で調整をしているというような市長の御答弁でありますけれども、確かにそれはされているんだと思いますが、この4年間、何で売買が成立しなかったのか、ここなんです。このままいけば朽ち果てるということにも現実にはなろうかと心配しています。

天井が破れているところも中にはあるんですよ。非常に貴重な部屋がだんだん壊れていくと。先ほどの離れの5棟ある屋根の瓦などもコケが非常にむしっていて、手入れも行き届かないということから、本当に大事な文化財が毀損されるというふうな危機になっているというふうに思っております。

それで、私、先ほど、まちには核が必要だと、たとえ人口が減っても上山らしい文化の誇り高い空間をまちの核として持つことが大事ではないかと思っておりますけれども、市長はこの点についてはいかがお考えでいらっしゃいますか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 私も同感でございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この旅館は非常に広いものですから、昔の玄関の新湯からお城近隣まで一体になるわけですね。要は空間が。一体的な空間として利用できるということでありまして、すごいなというふうに思っているわけですね。昭和の町で有名な大分県豊後高田というところがあるんです。私も一度訪ねてみました。

ちょっと御紹介をいたします。

この大分県豊後高田市は、商店街の再生を目指して検討会を設置したそうであります。大手コンサル会社に依頼をして、1年かけて活性化構想というのを策定したと。しかし、その中に大規模な新規の箱物建設が含まれていて、莫大な金がかかるために早々にそのプランはお蔵入りになりました。

その後、商店街の300軒の店舗のうち6割から7割が、昭和30年代以前に建設されたということがわかったということですね。いわゆる高度経済成長の波に乗れずに取り残されたことが逆に効を奏し、多少の改装を加えるだけで莫大な費用をかけずとも昭和30年代の姿をよみがえらせることができた。今では、観光客の入り込み数は年間30万人を超えていると言われております。

昭和の町に取り組んだ最大の理由は、実はこの経済効果ではありませんでした。中心市街地を活性化することが、住んでいい、訪れていいまちづくりに必要だったということで、本当の目的は、市民が自分の住んでいるまちに誇りを持てるようにすることだったと、そういうことなんです。これはまさに、今の上山にも当てはまることではないかと。市民が、「こんなまちやんだ」なんて言って転出をするのではなくて、仮に転出したとしても、また戻ってきたくなるような、そういうまちに誇りを持てるようにすること、それが豊後高田市の中心商店街の活性化プラン、昭和の町づくりの目的だったということでありました。

私は、上山の商店街をどうやって、中心市街地を活性化するかというときに、やはりポイントはこの旅館だろうと思うわけです。これは、位置的にはもともと上山城と一体なわけですね。

上山城の土地なんです。ということで、市長が回答しないということですが、思いは同じだというふうに私も受けとめましたので、引き続き調整状況というのを注視してまいりますというような回答だったんですけども、市に売ってもよいということであれば取得をするということも選択肢の中には入っておりますか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 現段階でそういう交渉もしておりませんので、仮定の質問に対して仮定の答えはできません。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 私もこの質問をするに当たって、所有者ともお話をしました。率直に言って、市に買ってほしいというのが本音です。私が言うべきことでもないんだろうけれども。市が買い取って上山のために使ってくれれば、それが一番最善だというふうにおっしゃっているんですが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 所有者というものは誰を指しているか私わかりませんが、現在はファンドに移っていると、権限はファンドに行っているということですので、我々は所有者と交渉したこともございませんし、当初申し上げましたとおり、ここは民間でやっていただくということが一番大事だと思いますし、先ほどどこかのまちの例を出しましたが、湯布院だって同じだし、我々はあの土地を活用して大型の開発をしようなんていうことは一言も言っていないわけですから、それは当たらないわけでごさいます。我々は、あの旅館が再生してもらうことによって固定資産税もふえるだろうし、あるいは入湯税も上がるだろうし、あるいは経済効果も出るだろうし、そういうこ

とでやってもらえば一番いいのではないかなというのが基本的な考え方でございます。

ただ、いわゆる多額のいろいろなものも残っておりますので、そういうことについてこれから交渉するということが、民間のほう、つまりあちらのほうからあったならばというようなことの中ではあるかもしれませんが、ただ、現時点において、まず民間同士の開発というものを注視していきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ファンドに移っているのも、こちらで確認しております。登記簿謄本も取り寄せました。その上で私は聞いているんであって、それで、建物一番高いのは8階なんです。8階。解体費用なども必要であればしなければいけないと思いますけれども、あの建物を使うに当たって、いろいろと制約も出てくるんだと思います。消防の関係とか、あるいは耐震の問題とかもあると思うんですけども、いろいろとそういった課題があるからこそ、市民の売買契約が成立しないということだと私思っているんですね。結構大きなものですから、ここは。だから、このままずっといけば朽ち果てるということになるのではないのでしょうか。そうした場合、あのとき手を入れておけばよかったというふうに後悔しないためにも、せめて接点をお持ちになって話し合いをされてはどうかと思っておりますけれども、そのお気持ちもないということでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 長期的に休んでいるということで、先ほど申し上げましたとおり、そこは緊密な連携といいましょうか、それができる状態になれば、あれは民民で解決しまして、それがうまくいくということになれば、我々はそこ

に入り込むといいでしょうか、そこにしなくてもいいわけでございますので、その辺はきちっと見きわめた中での対応だというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今、市長がおっしゃったのは、あそこはなるべくさわりたくない。だから、まず民民で成立するようにそれを見守ると。だけれども、ここからまた時間がたっていけば、民間だってそうそうは、必ずしも民間にとってビジネスが成立するような物件ではないのではないかと私自身も思っていますよ。平成4年の観光客の今半分の数ですね。この中で、あの大きな旅館を運営できるだけの民間があらわれてくるのかと。ここは、仮に市が取得して投資をしたとしても、十分に将来的に見てそれは、市のメリットというのがあるのではないかということをお願いしたんですが、そういう長期的な視点から見てもやっぱりだめですか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 投資してどうなるかということは、調査してみないとわからないわけですよ。今回の温泉健康施設だって、そういう財政的なものということが議会から指摘されたわけですから、だからそれが大体どれぐらいの価値があって、例えば市が求めるという部分についてはどれぐらいのあれかということ調査しないとわからないので、ここで市が直接介入する、あるいは管理をしていくたって、財政的なものでもあるわけですから、だからそこは、ここでしますとか、しないとかということはいえないわけでございます。先ほどの答弁のとおりでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 答弁が「回答を差し

控えます」だから、ちょっと進まないですけども、ただ、引き続き調整状況等を注視してまいりますということですから、ゼロではなくて、将来的に市が活用することもあり得るというふうに私は考えたんですけども、やはり入り口というか、全然そこから前に行かなければ物事は進みませんので、相手方とちょっと、現所有者と話をすることが有効だと思うのですが、これ水かけ論になってしまいますので、これ以上市長に申し上げてもだめのような気がいたしますが、とにかくこの場所というのは、市長も考えておられると思いますが、本当に上山にとっては重要な大事な場所だということを申し上げたいと思いますので、上山城の入場者数のアップにも絶対つながりますので、ここはぜひ、まず調査に着手をしていただくという点ではどうでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほど申し上げましたように、まず民間同士の活用方法、これをまず基本的には第一義的には見守るということをごさいますして、それがどういうふうに発展するか、これは常に注視する必要があるわけですので、その辺は今後の課題だと思います。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 最後に聞きますが、いつまでその様子を、市民の調整をいつまで見ておられるのか。これがあとまた四、五年いけば、それなりにまた古くなって使い物にならなくなると思うんですけども、いつごろまでということはお考えでございますか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これは、民間同士の交渉事ですから、これは第一義的にはそっちなということでございますので、それを見守るというこ

とでございます。ただ、それが、これまで数年かかってきたわけでございますが、数年かかってきた中での交渉がまだまとまっていないということでございます。

しかしながら、根本は、いわゆるあの重要文化財と言いましょか、そこを残すか残さないかということ民間がどう考えて交渉していくかということがキーワードだと思うんです。ですから、それが民間同士で交渉の中で成り立つということになれば、我々は大変ありがたいなというふうに感じているところでございますので、その辺を見きわめた時期、ですから四、五年とかそういう長いスパンではなくて、やはりここ一、二年の中で民間だって決めようという気持ちはだとは思いますが、その辺を見きわめてまいりたいということでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それでは、四、五年とかではなくて、1年ないし2年ということも今答弁がございましたので、市として常に注視をしていただいて、出るときにはどんと出たいただくというようなことで、ぜひ活用について御検討を継続していただきたいなと思います。終わります。

○大沢芳朋議長 次に、8番長澤長右衛門議員。

〔8番 長澤長右衛門議員 登壇〕

○8番 長澤長右衛門議員 8番、会派蔵王、長澤長右衛門であります。通告に従い、順次質問させていただきます。

障がい者差別解消の推進について。

最初に、市民の認知度向上に向けた周知徹底についてであります。

近年、障がい者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、平成18年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保す

るとともに、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約が採択されたことから、我が国は、平成19年度に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を初めとする取り組みを進めてきました。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的バリアを取り除くことが重要であります。そのため、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障がい者に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がい者も含めた国民一人一人が、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

特に、障害者差別解消法に規定された「合理的配慮の提供」に当たる行為は、既に社会のさまざまな場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取り組みを広く社会に示すことにより、国民一人一人の障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的対話による相互理解が促進され、取り組みの裾野が一層広がることを期待するものであります。

政府が障害者差別解消法に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、国の各行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取り組みに資するための「対応要領」を、各主務大臣においては、事業者における取り組みに資す

るための「対応指針」を作成することとされており、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人については、地方分権の観点から、「対応要領」の作成は努力義務とされておりますが、積極的に取り組むことが望まれると示されております。

また、「対応要領」及び「対応指針」は、障害者差別解消法に規定された不当な差別的取り扱いや合理的配慮について、具体例も盛り込みながらわかりやすく示しながら、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知を図るものとされております。

これを踏まえ、本市では、どのように市民の認知度向上に向けた周知徹底や取り組みをさらに促進させていくのか、市長の御所見を伺います。

次に、障がい者差別解消法の条例化についてであります。

障害者差別解消法が施行されてから、多くの地方自治体が条例化に向けて動き出しました。山形県においてもすぐに条例化され、既に令和元年7月までに県内の7つの市町で条例化されており、さらに4つの市町村でも令和2年3月までに条例化される予定と伺っております。

これまでに条例化した各地方自治体では、条例化する過程において、障がいのある人に対する具体的な差別が可視化され、地方自治体や関係諸機関において、改めて差別の実態やその不当性を認識する機会となっており、また条例化することで、障がい者に対する差別を許さないとする地方自治体の強い意思を事業主や住民にアナウンスする効果も期待されます。

条例化することは、地方自治体において、障がいのある人に対する差別の禁止を求める施策

を実行する上で重要であり、本市においても条例化すべきと考える理由は3つあります。

第1の理由は、障がいのある人に対する差別を解消するためには、国レベルでの対応に加え、地方自治体レベルでの地方づくりの観点から対応することが重要であると考えためであります。

障害者差別解消法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とあります。その趣旨は、差別解消に向けた取り組みによって、障がいのある人が合理的配慮と支援を得ながら、障がいのない人と平等に、分け隔てられることなく暮らせる地域づくりを目指すということでもあります。

このような地域づくりの視点は、障害者差別解消法が、地方自治体に障がいを理由とする差別の解消をするための啓発活動を義務づけていることに加え、障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるとしているところにもあらわれています。

以上のように、障がいのある人が障がいのない人と平等に、分け隔てられることなく暮らせる地域をつくる活動の基盤は、国ではなく、県、市町村などの地方自治体にこそあるものであります。

この地方自治体レベルでの地域づくり活動において参考になるのは、別府市の取り組みであります。「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」では、市の責務として、障がいのある人に対する施策を実施するに当たり、障がいのある人からの意見を聴取するよう努めることや、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりになるよう、多くの市

民の参加のもとで取り組むこと、障がいのある人の選択を尊重することなどを規定しています。さらに、市は毎年度、合理的配慮の実施状況を確認し、評価しなければならないとされています。

また、民間の事業者に対しては、障がいのある人への差別等をなくすための取り組みに協力するよう努めなければならないという努力義務を課しているものであります。

第2の理由は、条例化することにより、障害者差別解消法とは異なった切り口からの規定を設け、例えば行政側から見た施策ごとではない形の規定などを盛り込むことや、差別解消の入り口となる障がいの定義を明確にすること、禁止される差別行為を明確化することなどが可能になることでもあります。

例えば、大分県や別府市の条例では、障害者差別解消法とは異なった切り口からの規定を設け、かつ、禁止される差別行為を明確化しています。

大分県の定める「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」では、前文で「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。」とした上で、県の責務として、「障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。」と規定されています。これは、これまでの障害者差別解消法に向けた取り

組みが、施策ごとのいわゆる縦割りになっていたことの反省に基づき、障がいのある人自身の視点から、人生の各段階における課題解決という観点から施策を展開すべきことを理念として定めたものであります。

第3の理由は、合理的配慮を具体的に実現させる、より実効的な権利救済システムを構築することが可能になることであります。

障害者差別解消法では、相談、紛争の防止、解決のための体制整備に関し、具体的にどのような機関を設けるべきかについては、地方自治体が障害者差別解消支援地域協議会を設けることができるということ以外、特に規定はありません。

国は、地方自治体における相談、紛争の防止、解決のための体制整備に関しては、既存の機関を活用し、充実させることを想定していますが、現実には、ほとんどの障害者差別禁止条例で、障がいのある人に対する差別の解消に向けた固有の相談、助言・あっせん・勧告の手続を定め、既存の機関とは異なる別の機関を設置していません。このことは、合理的配慮を促すなど、差別解消に向けた実効的な権利救済システムを構築するためには、条例において、独自の救済手続と救済機関を定めることが必要であることを裏づけるものであると考えます。

これまでも、障がいのある人は、周囲からの偏見があり、それに伴う差別的な対応を受けていると感じている人や、生活の中で暮らしにくいと感じている人もいます。このような状況を一人一人が身近なこととして受けとめ、理解を深め、障がいのある人もない人も、それぞれが歩み寄り、ともに支え合いながら、互いの違いを理解し、個性を認め合うことが、誰もがみんな幸せに暮らせることにつながるものと考えま

す。

本市でも、障害者差別解消法が条例化されることにより、さまざまな心のバリアが解消され、誰もが生き生きと自分らしい生き方ができる上山市の実現に向かうべきと考えますが、市長の御所見を伺い、1問といたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 8番長澤長右衛門議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民の認知度向上に向けた周知徹底について申し上げます。

本市では、関係団体とともに、福祉レクリエーション大会や障がい疑似体験セミナーなど、障がいを理由とする差別を解消する取り組みを行いながら、市民の障がいに対する理解を深める啓発活動等を推進しております。

今後は、事業者の障がいに対する理解と合理的配慮を促すための研修会等も開催し、障がいを理由とする差別を解消する取り組みを進めてまいります。

次に、障がい者差別解消法の条例化について申し上げます。

障がいのある人もない人もともに安心して生活できるまちづくりを実現するために、障がいや障がいのある人に対する市民、事業者の理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の機会を広められるよう、障がい者差別解消条例の制定に向けて取り組んでまいります。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員の質問中ですが、この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 開 議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 答弁をいただきましてありがとうございます。いい答弁をいただきましたが、よりよい障害者差別解消法の条例を策定していく上で、ちょっと二、三質問させていただきたいと思っております。

ことは、身体障害者福祉法制定70年目の節目であります。そしてまた、本市では、全国に先駆けて取り組んだ地方福祉社会のモデルとなった、私の地元であります中川福祉村や養護老人ホーム、県立山形盲学校及び障がい者の福祉教育施設などがあります。また、本市においても、山形県立上山高等養護学校、県立こども医療療育センターなど、障がい者施設が多く存在している本市にとって、障がい者とのかかわりが深い地域であるわけがございます。そういう意味では、障害者差別解消法が条例化されることは、上山市身体障がい者福祉協会はもちろんのこと、関係者の方々もさまざまな心のバリアを解消され、誰もが生き生きと自分らしく生きる上山の実現に向かうよう期待するところがあります。

それで、先ほど答弁いただきまして、その内容から、障がいを理由とする差別等を解消する取り組みを、福祉レクリエーション大会と障がい疑似体験セミナーを実施し、市民の障がいに対する理解を深め、啓発活動を推進しているということが答弁にあったわけですが、そのほかに取り組んでいるものがあればお示しいただきたいと思っております。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 その他の障がいを理解す

る取り組みといたしましては、今年度福祉大会におきまして、心のバリアフリー講演会ということで、南陽市の空飛ぶ車椅子社長加藤健様をお迎えして、心のバリアフリーが大切で、お互いを理解して歩み寄ることが必要であるという講演をいただいているところです。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 私もその講演会に参加させていただきまして、本当に実のある講演会だったなと実感していたところでございます。そういう意味では、今後とも継続していただきたいと思っております。

それで、障害者差別解消法支援地域協議会は、本市には今設置されているのかちょっと伺いたいと思っております。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 差別解消に係る支援協議会というのは、現在、上山市で設置はしておりません。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 これは義務ではないので、でも、ぜひこういうものを検討して設置を進めていただきたいと思います。いかがですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 身体障がい者福祉協会の皆様とか上山市地域総合支援協議会の方々とは協議を進める中で、差別解消の協議会の設置が必要であるということになったところで設置を進めてまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 あともう一つなんです。差別解消法に基づきなんですけれども、本市では対応要領、対応指針を、これも作成しているのかなのか、ちょっと伺いたいと思

ます。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 対応要領、対応指針につきましても現在設置しておりませんので、速やかに対応要領、対応指針について設置をする検討を進めてまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 よろしくお願いたします。

次に、手話言語法の制定を求める意見書を、これ議会でも平成26年度に国に意見書を提出しているわけでございます。それで、市役所の窓口で手話のできる方というのは今現在何人いらっしゃるのか伺います。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 福祉課の窓口にはおりませんが、庁内に確認できる中で、2名ほど手話を使ってコミュニケーションがとれる職員がいるということを認識しております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 その2名で事足りているということでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 手話の通訳につきましては、障がい者の方が事前に、市役所、あと病院等で手話通訳が必要な場合は手話通訳者の派遣事業というのがあります。事前申し込みということになるのですが、手話通訳が同行して市役所、病院等でコミュニケーションの補助をする制度がございますので、現在のところそちらの制度を聴覚障がい者の方から御利用をいただいております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 わかりました。事足りているという考えでよろしいですね。い

いんですか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 聴覚障がい者の方のコミュニケーションの支援としては、十分足りているというふうに認識しております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 了解しました。

それで、これは、ことしから山形市の市役所において、難聴の方及びお年寄りの窓口でのやりとりを円滑にするため、職員の声を聞き取りやすい周波数にして難聴の方や高齢者に伝えるという、卓上型の対話支援機器を導入したことは御存じでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 山形市でのその機器の設置については認識しておりませんでした。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 これは、いろいろ勉強していただきたいと思いますので、今後よろしくお願いたします。

次は、先日の28日の新聞なんです。「難聴を温かく見守って」という記事が載っております。皆さん読んだ方もいらっしゃると思うんですが、それが、ふらつきなどやろれつが回らないなどの症状から、酒に酔っていると勘違いされるケースのある脊髄小脳変性症などの難病患者の県組織代表が、この病気を多くの人に知ってもらおうと、「#酔っぱらいではありません」というパスケースを作製したと。ユニークを交えたことで「温かく見守ってくれる人がふえ、患者が能動的に行動できる社会となれば」と思いを込めたとありました。

病気になって感じたことは、周囲に病名や症状について知っている人が想像以上に少ないこと、実際に「昼から酔っぱらっているのか」と

言われて、タクシーの乗車拒否をされた患者もいと伺っております。こうした誤解を恐れて人前に出ることを控えてしまう患者さんの後押しを行いたいという意味で、誤解を逆手にとって、ユニークに病気のことを伝えようと、「#酔っぱらいではありません」というパステスをつくったとありました。多くの人に、脊髄小脳変性症の認知度を高める狙いであるということでもあります。なかなかおもしろいアイデアだなと思った次第でございます。

それで、今回、差別解消条例の制定に当たり、どのような組織団体で作成を進める考えか、また、実施に向けての今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 障害者差別解消法条例制定に向けての取り組みといたしましては、上山市身体障がい者福祉協会や上山市地域総合支援協議会など関係団体等から意見を伺って、障がいのある方が買い物したり食事をしたりしやすいような取り組みを進めながら、条例制定に向けて進めていきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 それでは、作成するというごことですので、この制定月日といえますか、いつから始めるのか。まず、いろいろこれ条例の名前なんかも考えなければならぬことであろうとは思いますが、まず、施行いつからでしょうか、予定。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 条例の制定につきましては、これから関係団体との検討を進めながら、可能な限り早い時期に制定に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 長澤長右衛門議員。

○8番 長澤長右衛門議員 そうですね、本当にいいものを早くというのはなかなか言いづらいところなんでしょうけれども、なるべく早く進めていただきたいと思っております。

あと、福祉の教育についてちょっとお話だけさせていただきたいと、話だけちょっと聞いていただきたいと。福祉教育の充実については、福祉の心を育むこと、福祉について理解を深めること、福祉に関する実践を育むこと、この3つのバランスのとれた指導が肝要であり、各学校の実情や計画に合わせ交流などさまざま取り組んでおり、今後とも全ての教育活動を通して、福祉についての陳情、理解、実践力の3つの福祉教育を目的に、自立と共生を目指していただきたいと思っておりますので、教育長よろしくお願ひします。

近年、日本列島や山形県は、地震などたび重なる豪雨、台風による想定外の災害があり、障がい者の方の被害も多く、障がい者福祉関係者の調査によりますと、避難せずに自宅で過ごしたという障がい者が7割以上にも上り、トイレなど生活環境の不安や移動手段がないことを理由に避難できず、支援から取り残された人が多くいるという実態が浮き彫りになりました。

大規模災害時、障がい者の死亡率は健常者の2倍以上と言われております。改めて、日ごろの災害対策や問題解決に取り組む必要性を痛感したわけでございます。関係機関よろしくお願ひをしておきます。

最後になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、今年度は身体障害者福祉法施行70年に当たり、協会がこれまで果たしてきた身体障がい者福祉向上の運動の歴史を踏まえ、今回、本市においても差別解消条例が施行され、障がい者のみならず、高齢化が進む本市にとりまし

でも、障がいのある人もない人もともに生きる社会づくりに、今後とも福祉向上の推進と共生社会の実現に向け、推進努力をされることを望み、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 次に、4番守岡等議員。

〔4番 守岡 等議員 登壇〕

○4番 守岡 等議員 議席番号4番、守岡等です。

私は、まず、健康寿命の延伸についてお尋ねします。

医学の進歩や生活環境の改善によって、今や人生百歳時代を迎えようとしています。我が国の平均寿命は男性約81歳、女性87歳と、世界一の長寿国となっています。また、健康寿命も男性が約72歳、女性75歳となっており、平均寿命との差をいかに減らすかが今後の大きな課題となっています。

ちなみに、上山市の平均寿命は男性が約82歳、女性が88歳で、健康寿命は男性が80歳、女性が84歳と、健康寿命が全国平均よりもかなり高くなっています。

山形大学医学部の研究では、高齢者の社会参加が健康寿命延伸の大きな要因になっていることを明らかにしていますが、本市においても、地区会、公民館、図書館などを基盤にした地域活動が活発に取り組まれ、健康寿命延伸の大きな要因になっているのではないかと思います。

しかしながら、上山市「湯ったり健康かみのやま21第二次行動計画」及びその中間評価と見直しによれば、本市の幾つかの健康課題も明らかになっています。

第1は、糖尿病対策です。特定健診におけるHbA1cが、要指導61.7%、要受診10.6%、合計72.3%の人が要対策となってい

ます。糖尿病患者の重症化予防が重要な健康課題となっています。

第2に、特定健診の血圧測定においても、要指導・要受診の人が男性61.1%、女性55.6%と高くなっています。

第3に、呼吸器疾患の問題です。死亡原因第1位の悪性新生物の中でも肺がんが男性第1位となっているほか、死亡原因の第5位に肺炎が入っています。こうした健康課題を克服し、健康長寿のまちをつくるために、以下の事項について提案するものです。

まず、レセプトデータ分析に基づく糖尿病ハイリスク者抽出と重症化予防についてです。

本市の健康課題で最も優先的に取り組むべきものが、糖尿病の重症化予防です。糖尿病有病者は、予備群も含めると全国で2,000万人にも及ぶと言われていています。恐らく本市においても相当数の有病者がいると思われませんが、こうした糖尿病有病者の糖尿病腎症など重症化を予防することは、本人の生活の質QOLを維持するだけでなく、医療費を抑制する面でも重要です。

この間、本市においては特定健診のデータは整理しているようですが、これに加えレセプト（診療報酬明細書）データを活用して、糖尿病が重症化するリスクの高い人たちを見出し、介入を行い、人工透析への移行を防ぐことが重要です。

具体的には、空腹時血糖値126以上、またはHbA1c6.5%以上の高血糖の人や、過去3年間の健診でHbA1cが7.0%以上が確認されているのに、最近1年間に糖尿病受療歴のない人をレセプトや健診データから抽出します。そして、速やかに状況確認を行い、可能な限り健診受診、医療機関受診、保健指導など

を行うというものです。

こうした取り組みによって、埼玉県では新規受診者が1.8倍増加し、保健指導などのプログラムに1,086人が参加し、食事・運動療法、服薬指導など自己管理能力が向上して、うち279人にHbA1c 0.3%の低下が見られたとのことです。

本市においても、レセプトデータ分析に基づくハイリスク者抽出と糖尿病重症化予防プログラムを実施することによって、重症化予防を図っていく必要があると考えますが、市長の御所見をお示しください。

次に、がん検診受診率の向上についてです。

国民2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。本市もその例外ではなく、がんを予防することが健康寿命の延伸につながっていきます。

がんを予防するには、早期発見、早期治療が最も有効です。そのためには、がん検診の受診率を大幅に伸ばしていく必要があります。

本市のがん検診受診率は、胃がんが26.6%、大腸がんが43.0%、肺がん44.7%、子宮がん49.3%、乳がん61.3%となっており、目標の50%を達成しているのは乳がんのみとなっています。

どうしたらがん検診受診率を向上させ、がん予防につなげられるか、先進自治体の取り組みを調査してみました。その中で東京都の取り組みがすぐれており、八王子市では、がん検診受診率90%という驚異的な数字を残しています。そうした取り組みに学び、本市でがん検診受診率向上のために、以下の取り組みについて問題提起します。

まず1つに、意識調査の実施です。

検診受診率を上げるためには、広く市民を対

象にした意識調査を行い、市民のがん検診に対する意識を把握し、効果的な受診対象の抽出を行っていく必要があります。

例えば西東京市では、市民に対する無作為調査を行い、受診率が低い、かつ、市の検診に依存する者の割合が高い集団を対策の必要性が高い層として、さらに、検診を受ける意図がある者の割合が高い集団を勧奨の期待効果が高い層として、それぞれ当てはめ、双方に該当するがんの種類や年齢層を割り出しました。その結果、若年層向けの子宮頸がん検診対象の優先順位が最も高いという結論に至り、受診率向上に結びついたとのことです。

AI（人工知能）によるビッグデータの分析が功を奏しているとのことで、東京都の幾つかの自治体で、民間の協力も得て有効ながん検診が実施されているようです。

さらに、検診を受診しない人の意識動向を調査する必要性もあります。検診を受診しない理由はさまざま、興味がない、費用が心配、内容・意義がわからない、悪い結果が出たら心配だ、医学的な根拠があるのか、近くに検診機関がない、時間がない、申し込み方法がわからない、土日も受診できるのかなどなど、さまざまな理由が示されています。

そうした理由の一つ一つに対応策を講じて、受診率を上げているところがあります。具体的には、宣伝チラシを工夫したり、受診環境を整備したりして、検診を受診しない理由を一つ一つ消していく作業を行う必要があります。

このように科学的な意識調査を行い、検診受診率を上げていく必要があると考えますが、市長の御所見をお示しください。

次に、QRコードの利用等電子申請の実施についてです。

がん検診を受診しない理由に、申し込み方法がわからない、あるいは申し込み方法が煩雑というものがあります。そうした傾向は若年層に多く見られるようです。東京都の各自治体でもそうした傾向が強いことから、QRコード付きの受診案内リーフレットによる個別勧奨を行い、成果を上げているということです。

QRコードは、導入の手間・コストともに小さく、容易に電子申請にアクセスすることができます。電子申請には、「時間を選ばない」という利点もあります。特に、スマートフォン等のデジタル媒体を活用する若年層に向けての効果が期待されます。

本市においても、がん検診受診申し込みの際に、QRコードの利用等電子申請の実施を行うことを提案します。市長の御所見をお示ください。

次に3番目として、地域保健推進員の創設についてです。

地域の保健活動の核となるのが保健師で、さまざまな地域活動を行っています。今回提案した糖尿病重症化予防や、がん検診受診率向上に向けた取り組みの中心を担うことが期待されますが、本市の11名の保健師でそれを全て担うには限界があります。長野県のように保健師が数多く配置されている自治体であればいいのですが、本市では財政的な問題もあり、いきなり保健師を増員するというわけにもいかないと考えます。

そうした状況のもと、今各地で、地域保健推進員制度を取り入れているところがふえています。地域保健推進員は、地域の健康づくりのリーダーで、市と協力しながら地域づくりのために活躍しています。

例えば館山市では、2カ月児訪問、乳児健診

への協力、中学生を対象にした生活習慣病予防事業、健康相談・健康教育・介護予防教室への協力、減塩メニューの伝達、乳幼児・高齢者の家庭訪問、市で行う保健事業の案内や健康に関する知識の普及などに取り組んでいます。

このように、市と地域住民の仲立ちとなって地域の健康づくりを行うことは、今後の健康寿命の延伸や生活習慣病予防、健診受診率の向上にとって非常に有意義なものになると考えます。

本市において、地域保健推進員制度を創設し、地域保健活動を強化していくことを提案します。市長の御所見をお示ください。

次に、大きな2番目として、教員の働き方改革についてです。

教員の長時間労働は依然として深刻で、教材研究や子どもたちとの触れ合いなど教員本来の業務を制限するだけでなく、過労による休職や、全国的には痛ましい過労死も起きています。そうした中、早期退職者がふえるだけでなく、教員を志望する学生も減り始め、教員の長時間労働の是正は、まさしく日本の教育の現在及び未来にかかわる重大な課題となっています。

教員の長時間労働の要因としては、本来学校で対応すべき業務外の登下校に関する業務や下校後の生徒指導などさまざまなものがありますが、本市では令和2年度当初予算で、教員の働き方改革を図るため、校務におけるICTの活用や部活動指導員の配置などが計上されており、現場の先生方からも歓迎されているようです。

一方で、国から示される働き方改革には、現状にそぐわない面もあることから、2点問題提起させていただきます。

まず、最初に、働き方改革における変形労働時間制の問題です。

2019年12月の国会で、公立学校の教員

に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする「改正教職員給与特別措置法」が成立し、今後、各自治体で制度導入の是非が問われることになりました。

変形労働時間制とは、1日8時間労働の原則を崩して、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を延ばし最大1日10時間、閑散期の所定労働時間をその分短くするというものです。

学期中を繁忙期とし、所定労働時間を延長することは、教員の労働環境をさらにひどい状況に追い込むのではないかと考えられます。例えば、現在の退勤時刻が午後4時45分なら、変形労働時間制の導入によって退勤時刻が6時、7時となってしまいます。それによって、これまで午後4時45分終了をめどに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となり、教員はそれから授業準備などを行うこととなります。まさに長時間労働を固定化し、助長するのが変形労働時間制と言えるのではないのでしょうか。

また、子育てや介護などによって、どうしても午後5時に帰らなければならない教員がいます。定時が延長されることにより、午後7時まで学校に残らざるを得ないことになれば、こうした保育や介護は誰が担うのでしょうか。子育て支援に逆行するのが変形労働時間制です。

さらに、変形労働時間制は、部活動の顧問についても大きな影響を及ぼします。部活動の顧問について文部科学省の見解は、所定労働時間内に限り職務命令できるというものですが、所定労働時間が延びることによって、夜の6時、7時まで職務命令が可能になります。本来、任意のはずの部活動顧問が義務化される環境となります。

こうした大きな問題がある一方で、変形労働

時間制は完全に選択制であるという特徴を持っています。つまり、都道府県が変形時間労働制の条例を定めるかどうか、条例ができたもとの個々の自治体や学校が導入するかどうか、いずれも自由であるということです。

また、導入するかどうかは毎年度決めることになります。各自治体の判断で採用しないということもあり得ると、衆議院文部科学委員会で文部科学大臣が答弁しています。

このように問題だらけの変形労働時間制ですが、今後のスケジュールとしては、文部科学省の通知を受け、まず、校長が教員たちの意見を聞く各学校での検討が始まります。続いて、各学校が市教育委員会と相談し、上山市教育委員会として制度についての意向を持つこととなります。そして、都道府県教育委員会が各市町村の意向を踏まえ条例案を作成します。最終的に市町村教育委員会が各学校の意向を踏まえ、導入する学校や具体的な導入の仕方を決定します。

このように、この制度の最も基本となる部分は市教育委員会と各学校です。私は、さまざまな問題を持ち、教員の働き方改革にはそぐわない変形労働時間制は採用しないことを提案します。教育長の御所見をお示しください。

次に、コミュニティスクールの設置についてです。

教員の長時間労働を是正する最も有効な手段は、教員の数を抜本的にふやすことです。欧米並みの教員数を確保するだけで、かなりの教員の負担が軽減され、教育の質も向上するものと思われま。

しかし、今の政治のもとで、教育予算をふやし教員数をふやすということは至難のわざです。そうした中、保護者や地域住民の力をかりて、少しでも教員の負担を減らす取り組みが上山市

の幾つかの学校でも行われています。こうした取り組みを発展させ、保護者や地域住民とともに学校運営協議会で問題を共有し、主体的に学校運営に参加し、教育ボランティアや地域支援者として活動を行う、コミュニティスクールを整備する必要があります。

コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みで、「学校運営協議会」が設置されている公立学校を意味します。法律的には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に基づくものです。平成31年の3月定例会でも、コミュニティスクールの設置を提案しましたが、今回改めて教員の働き方改革の視点から問題提起するものです。

教員の働き方改革の視点からコミュニティスクールを考えた場合、その導入の最大の利点は、地域に潜在している教育資源、人・物・教材・場所・情報など、こうした教育資源を活用できるということです。

これまでの学校教育は、教員免許を持っている教員だけで教育活動が行われてきましたが、小学校での英語教育、プログラミング教育の導入など教育内容の高度化、あるいは子どもたちをめぐる環境の変化、多様なパーソナリティーなど、学校の人材や空間だけでは対応し切れない問題も生じてきています。

そうした中、もっと子どもたちと触れ合いたい、補習授業をしてあげたい、いい授業をしたい、保護者の声も聞いてあげたい、部活の指導も向上させたいと思いつつも、果たせないでいる教員も多いのではないのでしょうか。

コミュニティスクールは、そうした地域の教育資源を活用し、地域の人たちの支援を受けながら教員の負担を軽減し、同時に子どもたちの教育を充実させるというものです。

具体的には、授業補助・学習支援、特別支援教育ボランティア、部活動支援、ICT支援、学校外部評価などが考えられますが、そのほかにも花壇などの環境整備、スキー教室の指導、登下校時の見守り、保護者対応、不登校対応、運動会など学校行事の支援、遊具整備、放課後や土曜日の補習活動など、多彩な実践が既に全国各地で取り組まれています。

本市においてもコミュニティスクールを設置し、地域住民の協力を得ながら、教員の働き方改革、負担軽減を図っていく必要があると考えます。教育長の御所見をお示してください。

以上で第1問とします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 4番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、レセプトデータ分析に基づく糖尿病ハイリスク者抽出と重症化予防について申し上げます。

本市では、平成29年度から、特定健康診査のデータをもとに糖尿病ハイリスク者を抽出し、保健指導や健康教室を実施するとともに、レセプトデータから医療機関の受診状況を確認しながら受診勧奨を行うなど、糖尿病の重症化予防事業を実施しております。

今後とも、有効なレセプトデータ分析や糖尿病重症化予防プログラムの内容等を調査・研究し、糖尿病の重症化予防に努めてまいります。

次に、がん検診受診率の向上について申し上げます。

本市では、今年度から特定健診の受診勧奨に関して、AIによるビッグデータの分析に基づく、対象者に合わせた効果的な勧奨手法を取り入れている民間事業者に委託し、一定の成果を上げております。

今後、がん検診受診勧奨にも同様の手法を取り入れることを検討しており、検診受診率の向上が期待できることから、意識調査を実施する考えはありません。

QRコードの利用等電子申請の実施につきましては、検診受託機関の受付環境や体制の整備が必要となることから、県や他市町村の動向等も踏まえ、検診受託機関に働きかけてまいります。

次に、地域保健推進員の創設について申し上げます。

地域の健康づくりにつきましては、現在、食生活改善推進員の方々に役割の一端を担っていただいていることから、新たな地域保健推進員の創設は考えておりません。

今後、さらに市民の健康づくりの機運を高めるために、正しい健康知識を身につけ、身近な人への健康情報の発信や、健康づくり事業の啓発等を担う人材育成を行いながら、地域の健康づくりの強化に努めてまいります。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 4番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、働き方改革における変形労働時間制について申し上げます。

1年単位の変形労働時間制の適用につきましては、令和3年4月1日から施行されますが、本市において、実効性のある教職員の働き方改革につながるかをしっかりと見きわめながら、

実施の可否を判断していくべきものと認識しております。

次に、コミュニティスクールの設置について申し上げます。

働き方改革の視点から、地域住民の協力を得ながら教育活動を進めていくことは、現在もこれからも重要なことと認識しております。

本市においては、現在、学校評議員制度を導入しておりますが、今後、コミュニティスクールの設置に向けて議論を進めてまいります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 最初に、レセプトデータ分析に基づくハイリスク者抽出と重症化予防ということでお聞きします。

レセプトデータから医療機関の受診状況を確認しながら受診勧奨を行っているということで、医師会とかあるいは各医療機関との連携も図られており、市内の糖尿病患者一人一人への対応が可能であるという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 要受診者の方一人一人に対応しているということでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひそういうきめ細かい対応をお願いしたいと思います。

広島県の呉市では、広島大学と連携してプログラムを開発して、そして、主治医なんかともきちんと連携して自己管理能力を高めているということで、看護師についても専門的な訓練を施して、専門看護師としていろいろな面談や電話指導といった個別指導プログラムに当たっているということです。

そして、毎月1回料理教室を開催して、腎臓に優しい、こういう料理を患者さんが学ぶとか、

あと一番大切だなと思ったのが、患者会や患者家族会を支援して、実際HbA1cの改善につながって、人工透析に至った人はゼロだということなんだそうです。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、本市において、糖尿病の患者会とか、あるいは患者家族会というものがあるのかどうか、ないとするれば、今後の見通しはどうかというところをちょっとお尋ねします。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 県内におきまして、患者会というのが医療機関ごとに組織されております。本市では、1つの医療機関で患者会を立ち上げておりますが、市として誘導して患者会等を立ち上げる考えはございませんが、患者会以外、要指導者、要受診者の方を対象に幅広く予防教室、重症化予防教室というものを開催していくことで対応してまいりたいと思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 1つの医療機関ということで、できれば全ての医療機関、全ての糖尿病の患者さんがこういった患者会に入って、いろいろな啓蒙活動、学習活動を進めていただければいいなと思って、とりわけこの糖尿病にとって患者会活動というのは非常に重要でありまして、個別指導と集団指導の組み合わせというのが重症化予防を図る上で非常に効果的だということだと思いますので、この辺ぜひ重視してほしいと思います。

次に、がん検診の受診率の向上についてでありますけれども、本市でも人工知能によるビッグデータの分析をこの検診に取り入れているということで、非常に結構なことだと思います。問題は、そうした分析に基づいて、どういう具体的な戦略を立てるかということだと思います。

東京都の幾つかの自治体で、そうしたビッグデータを人工知能で分析して、有効な対象を絞って、宣伝方法やチラシもそれぞれ個々の対象者に合わせたものをつくっているという、そうしたきめ細かい対応を図っているということですから、例え対象者の年齢や性別、あるいは地区の特性ですね、下町だとか富裕層の多い地区だとか、あるいは農村とか都市部だとか、そうしたさまざまな対象者に応じた宣伝物を工夫して成果を上げているということなんですけれども、本市でもそうした活用というのは可能でしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 1問目の答弁にもありますとおり、特定健診で同様の手法で行っておりますので、今後がん検診のほうにこの手法を活用してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、ただ、本市で特定健診はそうした民間の協力も得ながらビッグデータの分析をやっているようですけれども、がん検診については、なかなか民間会社、いろいろな需要があつて、キャパシティーがほとんどないという状況で、どうも難しいというようなことも伺ったんですけれども、そうしたキャパシティーの面で問題がないのかどうか、あるいは同様な民間企業があるのかどうか、そうしたリサーチもやっているのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 おっしゃるとおり、本市が特定健診を委託している業者は、ほかの自治体も請け負っております。ほかの事業者も今いろいろリサーチはしておりますが、まだ現

在協議中のごさいますて、いつから開始できるかというところを今後協議しながら進めてまいります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひその可能性をとことん追求していただきたいと思います。そうしたビッグデータに限らず、検診を受けない層の分析・調査というのは市独自でできるのではないかと思うのです。例えば、一次勧奨で受診しなかった人に再勧奨の案内をしていると思うんですけども、その際にこのアンケート調査用紙を同封して、何で受診しないのかということ聞き取って、それを今度データとして集約して対策をとるといふ、こういうことができるのではないかと考えますが、その辺はいかがですか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 意識調査で調査した結果に基づき、どういう対策をするのかというのが目的だと思います。その目的を、対策を講じられるノウハウを持った事業者、これ今、先ほど申しましたとおり協議をしておりますので、意識調査の最終的な目的である対策のスキルのある事業者と、今後取り組みを一緒にしていきたいと思っておりますので、現時点では意識調査せずに、その対策のほうを工夫してまいりたいと思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 次に、地域保健推進員の創設についてお伺いします。

食生活改善推進員というのがいらっしやいますて、非常に大切な重要な活動で、しかも健康意識の高い人たちの集まりだと考えています。この人たちに保健あるいは予防に関する研修を実施して、それを受けていただいて、より充実

した地域活動、保健活動が可能になるのではないかと考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 現在も年間何回かの研修を受けていただいておりますて、今後も充実した地域活動、これに御協力いただけるように進めてまいります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひそうした保健活動の一翼を担い得る存在として発展させていただきたいと思っておりますけれども、この健康長寿の県として長野県が有名ですけれども、平均寿命が日本一で医療費が低いことでも有名な県です。

そこでは、佐久総合病院とかを中心にして予防医療に取り組んで大きな成果につながっているようすけれども、保健補導員、いわゆる保健推進員の活動が非常に活発で、自分たちの健康は自分たちで守るんだという、こういう気風が確立している地域だというふうに聞いています。

決して長野県、医療機関とか医者の数が多いわけではないんですけれども、保健師の数と保健推進員の数が非常に桁違いに多いということが長野県の特徴になっていまして、本市のこれからの健康政策というのは、こうした長野県を手本にした、地域での保健予防活動を活発にする方向で展開してみたいかがかと考えますが、これ市長どうでしょうか、そういう健康政策の方向性について。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 健康推進のみならず、それぞれの地域、それぞれの地域の特徴であったり、あるいは気候風土があったりいろいろあるわけですから、それぞれの地域に合ったそういう予

防策を進めていくというのが原点であるというように考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 そういう意味で、非常に上山と長野というのは似通った点がたくさんありまして、例えば坂道が多いとか、温泉があるとか、野菜の摂取量が多いとか、あといわゆる果樹を栽培している、ワインの産地というのは非常に長寿の地域が多いんだそうですけれども、ぜひそうした面でもこの長野モデルというのを、本市の健康モデルに十分なり得ると思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

今、スマートウエルネスシティという健幸都市、ケンコウのコウは幸福の幸という字を書くようですけれども、この健幸都市首長研究会というのが立ち上げられまして、今41都道府県、100市区町村が加盟して、科学的根拠に基づく社会実験と、その成果を踏まえた制度化が図られているということなんです、その社会実験で、健康づくりの手段として最も有効な手段として着目されたのがロコミということなんです。

ある自治体でイベント参加者に、ほかの住民へのロコミを促す広報戦略を取り入れたところ、それまで30人程度だった参加者が一挙に1,000人も参加者にふえたと、こういう広報戦略というものもありまして、これぜひ本市のクアオルトウォーキングなんかにも取り入れて、ロコミによる宣伝戦略を打ち立てれば、かなり飛躍的に参加者なんかもふえるのではないかと。

そして、何よりも、さっき言った健康推進員、あるいは食生活改善推進員の方々に、こうした健康づくりに関するロコミを担う役割を持ってもらうという、健康というものを広げていくと

いう取組がすごく重要だと。

そして、実際に今、健幸アンバサダーという、アンバサダーというのは大使という意味だそうですが、健幸大使として名づけられて、厚生労働省の支援を受けているところも幾つかあるようです。ぜひ本市においても、こうした健康推進員といいますか食生活改善推進員でも結構ですが、この健幸大使として活躍していただいて、健幸戦略ロコミ隊員という位置づけで健康づくりを進めていってはいかがかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 健幸アンバサダーにつきましては、スマートウエルネスシティの協議会の取り組みでございますので、その認定は置いておくとしても、ロコミは非常に我々も大切だと思っております。例えば健康ポイント事業を新たに令和2年度から始める、この参加者などの中から健康意識の高い方々をターゲットに講座を開催するなどして、健康知識を周りに広めてもらうとか、こういったことを自主的に行う人材育成をしていくことを考えておりますので、このような人材育成を進めてまいりたいと思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひそうした方向でよろしくお願いしたいと思います。

最後に、教員の働き方改革についてお尋ねします。

現場の先生の意向が一番大切だと思うんですけれども、現職の高校教員らが行った署名では、賛成がわずか7%で、反対が91%と、ほとんどの現場の先生方はこの制度に疑問の声を出している。

あと、日本教育新聞が各市町村教育長にアン

ケート調査した結果をどこかで見たんですけれども、多くの教育長がやっぱり疑問の声を上げていまして、率直に言って、上山の教育長はこの制度をどのように評価しているか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 この変形労働時間制が功を奏すか、それとも否かということで、現場の先生方が一番知っていると思います。そして、このことを私も大事にしていかなければならないというふうに思っています。

市教委としましては、各学校の校長初め教職員、つまり現場の先生方の意見、それから考えを十分把握して、そして取り入れ、まとめることが、この制度についての私の評価であるというふうに捉えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 それで、きょうは1点だけ確認したいんですが、法改正が行われて、実際、県では条例化の動きもこれから進むと思いますけれども、最終的な判断というものは、現場の先生と学校長、それに市の教育長も含まれるかどうか、そこが最終的な判断主体かどうか、こういう理解でよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 そのとおりです。ただ、県の教育委員会の教育長会議の中で、県のほうも市教委に対して、各学校からの意見を吸い上げて、そしてまとめたものを県で集約して条例を作成していくというふうに答えていますので、県のほうも上からのトップダウンということではなくて、ボトムアップということを大事にしているんだなというふうに思っています。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ちょっと変なことを聞

くようですけれども、仮にこれを導入するというふうに学校長が判断した場合に、個々の先生が、私は嫌だと拒否するといった場合に、これはどうなるんでしょうか。

○大沢芳朋議長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 基本的には、議員おっしゃったとおりのことも考えられますけれども、あくまでも学校長とそのほかの職員の間での話し合いによるものというところもございしますので、そうなってくるとかなり厳しいところは正直生じるのではないかなというふうに捉えています。ただ、まだ条例が出ておりませんので、どのようになってくるかというところは正直まだ我々のほうでもつかみ切れていないところもございします。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 そうだと思います。実際、現場で学校の教師の意向と学校の判断というのが、まず食い違わないことを祈るばかりです。そういうことですね。

次に、コミュニティスクールの問題についてお尋ねします。

コミュニティスクールの設置に向けて議論を進めるということで、ぜひお願いしたいと思えます。

このコミュニティスクールによって、地域のさまざまな人の協力で、本市の持つ教育課題が前進していくのではないかと期待しています。

例えば、不登校とかひきこもりといった問題が今大きな問題になっていますけれども、最新の心理学の研究によれば、不登校やひきこもりの方の過去の人生をさかのぼることによって、愛着障がいという、いわゆる乳幼児期に十分な愛情がないまま大人になったということがあって、そのことが無意識のうちにその人の心に影

響して、こういう不登校やひきこもりの原因になっているのではないかという、こういう分析が今されていまして、非常に根気強いカウンセリングによって、そうした凍りついた心を溶かしていくことによって、不登校やひきこもりを解決するという最新の研究があるみたいで、ぜひそうした成果とか、あるいは、今学力と経済格差が非常に大きな関係にあるということが言われていますけれども、例えば行政による週末の塾とか、そうしたことによって成果を上げているというようなところもありまして、こうした地域のさまざまな人の協力によって、さまざまな取り組みの実践が今後展開されるという、こういう希望を抱いてよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 このコミュニティスクールにつきましても、そういう中身が、地域とそれから家庭と学校が一体になって子どもを育てていくんだということですので、今、議員が話されたようなことは当然だと思います。

ただ、今質問の中で、いわゆる不登校についてのカウンセリング、これについてはあると思いますけれども、学力と経済格差の相関というふうなことでの、行政が学習塾ということは一つの例だと思いますけれども、それを出されると、必ずしもそれがやっていきますよという意味ではないですので、そういう協力ももらうということについては考えているところです。学習塾ではないです。カウンセリング等々についてです。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 あくまでも一つの例ですので、今後いろいろなこの地域のそういう教育資源の活用というところで、コミュニティスクールが発展することをお祈り申し上げまして、

私の2問目とします。どうもありがとうございました。

○大沢芳朋議長 以上で一般質問を終了いたします。

~~~~~

日程第2 議第2号 令和元年度上山市一般会計補正予算(第7号)外4件  
(予算特別委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第2、議第2号令和元年度上山市一般会計補正予算(第7号)から日程第6、議第6号令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)までの計5件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案14件のうち、補正予算5件について審査いたしました結果について、御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

最初に、議第2号令和元年度上山市一般会計補正予算(第7号)につきましては、東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金による歳入の増額や、蔵王みはらしの丘分譲地の完売に伴い、分譲地を代行取得している土地開発公社から買い戻す経費などのほか、事業の確定に

伴う予算の増減等について補正したもので、歳入歳出それぞれ4億8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ154億3,600万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,400万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、年度内の完了が困難である事業について、繰越明許費を設定するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,900万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第6号令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,700万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案5件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

## 散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時10分 散 会

